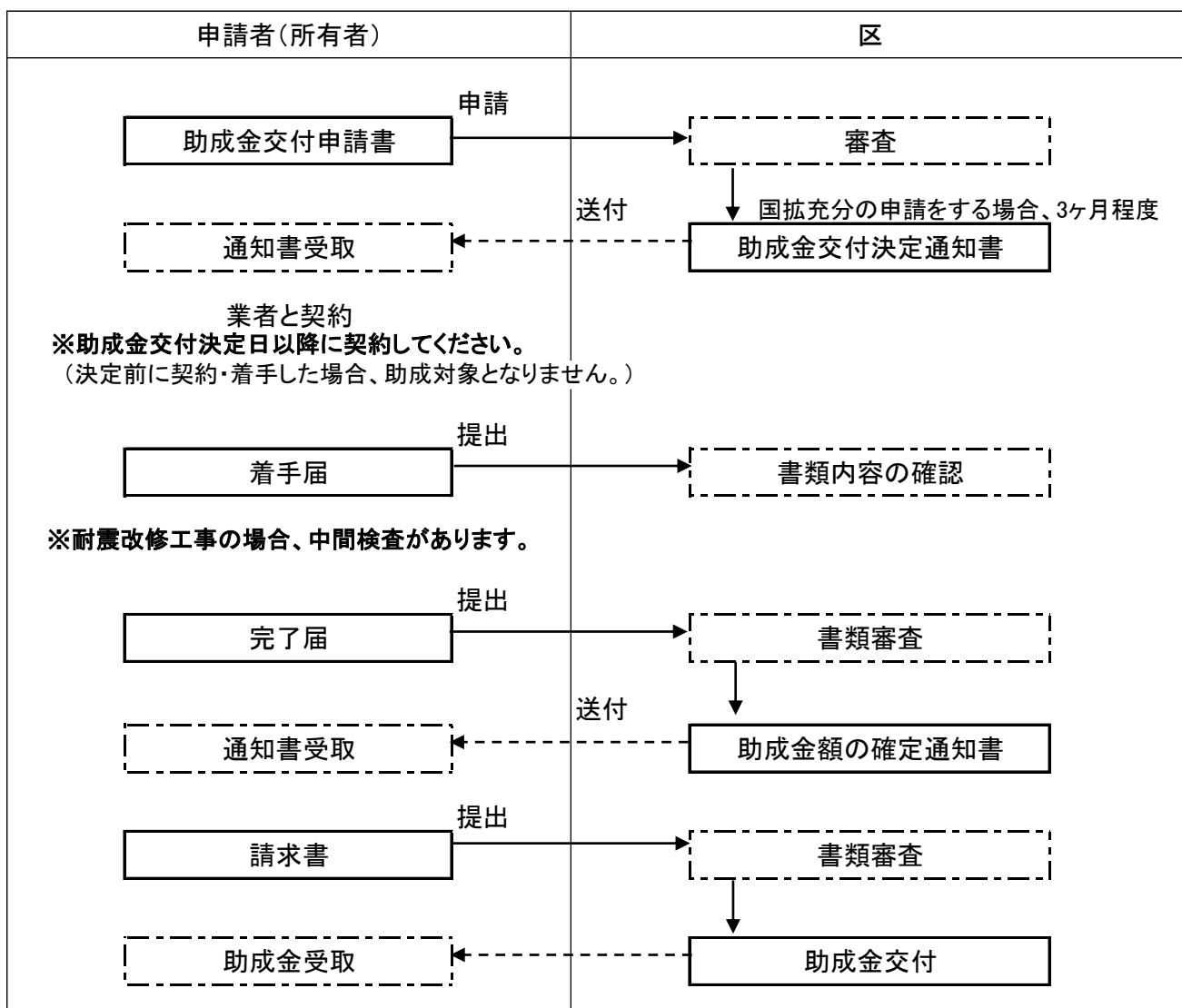


特定緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業

目次

耐震設計	P1
耐震改修(分譲マンション)	P2
耐震改修(過半が居住系の建物)	P3
耐震改修(住居系以外、除却、建替)	P4
国拡充分(緊促)	P5
専門機関一覧(別紙)	P6

特定緊急輸送道路沿道建築物耐震化支援の流れ



※それぞれの申請、届出等には添付書類が必要です。

お問い合わせ先

文京区都市計画部地域整備課耐震・不燃化担当(シビックセンター18階北側)
 TEL 03-5803-1846
 FAX 03-5803-1376

耐震設計

助成期限
平成31年3月までに完了するもの

助成要件

- ① 特定緊急輸送道路沿道建築物であること。
- ② 建築士法に規定されている、対象建築物を設計することができる、一級建築士、二級建築士、又は木造建築士により実施したもの。
- ③ 国土交通省の告示に基づき実施したもの。(平成18国土交通省告示第184号)
- ④ 国土交通大臣が定める講習を終了した者により実施したもの。
- ⑤ 設計内容について別紙機関にて評定若しくは確認を受けたものであること。

助成金の額

A・B どちらか低い額(助成対象事業費) × 助成率

A 実際に耐震設計に要する費用(消費税を含まない)

B 助成対象基準額

延べ面積	基準単価	+	延べ面積	基準単価	+	延べ面積	基準単価
1,000㎡以下	× 5,000円		1,000㎡~2,000㎡以下	× 3,500円		2,000㎡超	× 2,000円

※助成率

分譲マンション: 5/6(最大の場合^(注1))

分譲マンション以外の住宅: 5/6(最大の場合^(注2))

住宅以外: 1/3

助成対象事業費に対する助成率内訳

分譲マンション: 5/6(最大の場合)

国	都	区	所有者
以下のうち低い額 ・地方負担分(都+区) ・1/3	(定率) 1/6	区と同額	1/6 (最大の場合) 上限50万円

分譲マンション以外の住宅: 5/6(最大の場合)

国	都	区	所有者
以下のうち低い額 ・地方負担分(都+区) ・1/3	(定率) 1/6	区と同額	1/6 (最大の場合) 上限20万円

住宅以外: 1/3

国	都	所有者
1/6	1/6	2/3

(注1) 助成対象事業費が300万円以下の場合に助成率が5/6となります。

(注2) 助成対象事業費が120万円以下の場合に助成率が5/6となります。

※詳細はお問合せ下さい。

耐震改修 (分譲マンション)

助成期限
平成31年3月までに着手するもの

助成要件

- ① 特定緊急輸送道路沿道建築物であること。
- ② 建築士法に規定されている、対象建築物を設計することができる、一級建築士、二級建築士、又は木造建築士により実施したもの。
- ③ 国土交通省の告示に基づき実施したもの。(平成18国土交通省告示第184号)
- ④ 国土交通大臣が定める講習を終了した者により実施したもの。
- ⑤ 設計内容について別紙機関にて評定若しくは確認を受けたものであること。
- ⑥ 改修後に I_s 値が0.6相当以上若しくは I_w 値が1.0相当以上となるよう計画されてものであること。

助成金の額

A・B どちらか低い額(助成対象事業費) × 5/6(最大の場合^(注1))

A 実際に耐震改修に要する費用(消費税を含まない)

B 助成対象基準額

延べ面積 × マンションの場合 49,300円/㎡

免震工法棟の特殊工法の場合 82,300円/㎡

助成対象事業費に対する助成率内訳

分譲マンション: 5/6(最大の場合)

国	都	区	所有者
以下のうち低い額 ・地方負担分(都+区) ・1/3	(定率) 1/6	区と同額	1/6 (最大の場合)
		1/6 かつ 上限250万円	

(注1) 助成対象事業費(耐震改修以外の改修は除く。)が1,500万円以下の場合に助成率が5/6となります。
※詳細はお問合せ下さい。

耐震改修 (過半が居住系の建物)

助成期限
平成31年3月までに着手するもの

助成要件

- ① 特定緊急輸送道路沿道建築物であること。
- ② 建築士法に規定されている、対象建築物を設計することができる、一級建築士、二級建築士、又は木造建築士により実施したもの。
- ③ 国土交通省の告示に基づき実施したもの。(平成18国土交通省告示第184号)
- ④ 国土交通大臣が定める講習を終了した者により実施したもの。
- ⑤ 設計内容について別紙機関にて評定若しくは確認を受けたものであること。
- ⑥ 改修後にIs値が0.6相当以上若しくはIw値が1.0相当以上となるよう計画されてものであること。

助成金の額

A・B どちらか低い額(助成対象事業費) × 助成率[※]

A 実際に耐震改修に要する費用(消費税を含まない)

B 助成対象基準額

延べ面積 × マンションを除く住宅の場合 33,500円/㎡
免震工法棟の特殊工法の場合 82,300円/㎡

※助成率

延べ面積が5,000㎡以下の部分: 5/6(最大の場合^(注1))

延べ面積が5,000㎡を超える部分: 1/2(最大の場合^(注2))

助成対象事業費に対する助成率内訳

延べ面積が5,000㎡以下の部分: 5/6(最大の場合)

国	都	区	所有者
以下のうち低い額 ・地方負担分(都+区) ・1/3	(定率) 1/6	区と同額	1/6 (最大の場合)
		1/6 かつ 上限150万円	

延べ面積が5,000㎡を超える部分: 1/2(最大の場合)

国	都	区	所有者
以下のうち低い額 ・地方負担分(都+区) ・1/4	(定率) 1/12	区と同額	1/2 (最大の場合)
		1/12 かつ 上限75万円	

(注1) 助成対象事業費(耐震改修以外の改修は除く。)が900万円以下の場合に助成率が5/6となります。

(注2) 助成対象事業費(耐震改修以外の改修は除く。)が900万円以下の場合に助成率が1/2となります。

※詳細はお問合せ下さい。

耐震改修 (住居系以外、除却、建替)

助成期限
平成31年3月までに着手するもの

助成要件

- ① 特定緊急輸送道路沿道建築物であること。
- ② 建築士法に規定されている、対象建築物を設計することができる、一級建築士、二級建築士、又は木造建築士により実施したもの。
- ③ 国土交通省の告示に基づき実施したもの。(平成18国土交通省告示第184号)
- ④ 国土交通大臣が定める講習を終了した者により実施したもの。
- ⑤ 設計内容について別紙機関にて評定若しくは確認を受けたものであること。
- ⑥ 改修後に I_s 値が0.6相当以上若しくは I_w 値が1.0相当以上となるよう計画されてものであること。

助成金の額

A・B どちらか低い額(助成対象事業費) × 助成率※
(除却助成に関しては、A・B・Cのいずれか低い額)

A 実際に耐震改修に要する費用(消費税を含まない)

B 助成対象基準額

延べ面積 ×

一般的な耐震改修工事の場合	50,300円/㎡
マンションの場合	49,300円/㎡
マンションを除く住宅の場合	33,500円/㎡
免震工法等の特殊工法の場合	82,300円/㎡

C 除却に要する費用(消費税を含まない)(除却のみ)

※助成率

延べ面積が5,000㎡以下の部分: 1/3

延べ面積が5,000㎡を超える部分: 1/6

助成対象事業費に対する助成率内訳

延べ面積が5,000㎡以下の部分: 1/3

国	都	所有者
1/6	1/6	2/3

延べ面積が5,000㎡を超える部分: 1/6

国	都	所有者
1/12	1/12	5/6

※詳細はお問合せ下さい。

国拡充分(緊促)

別途申請が必要になります。手続きに3ヶ月程かかります。

助成要件

- ① 特定緊急輸送道路沿道建築物であること。
- ② 地震に対して安全な構造とする旨の特定行政庁による勧告又は耐震改修促進法に基づく指導を受けたもので、建築基準法に基づく耐震改修に係る命令を受けていないものであること。
- ③ 耐震診断の結果、倒壊の危険性があると判断されたものであること。
- ④ 耐震改修又は建替えの結果、地震に対して安全な構造となること。(除却する場合を除く。)
- ⑤ 平成31年3月31日までに耐震化のための計画の策定に着手したものであること。

助成金の額

助成対象事業費 × 助成率[※]

※ 助成率(最大の場合)

設計

住居系 : 1/6 (住居系:延べ面積の過半を住居として使用している建築物)
住宅以外 : 1/12

改修

住居系 (住居系:延べ面積の過半を住居として使用している建築物)
(5,000㎡以下の部分) : 1/15
(5,000㎡以下を超える部分) : 1/20

住宅以外、建替え、除却

(5,000㎡以下の部分) : 1/30
(5,000㎡以下を超える部分) : 1/60

※詳細はお問合せ下さい。

機関名称	お問合せ連絡先	所在地(申込先)	
公益財団法人東京都防災・建築まちづくりセンター	03-5466-7614	150-8503	渋谷区渋谷2-17-5 シオノギ渋谷ビル7階
一般財団法人日本建築防災協会	03-5512-6451	105-0001	港区虎ノ門2-3-20 虎ノ門YHKビル3階
一般社団法人建築研究振興協会	03-3453-5498	108-0014	港区芝5-26-20 建築会館5階
一般社団法人東京都建築士事務所協会	03-5339-8288	160-0023	新宿区西新宿3-6-4 東照ビル5階
一般財団法人ベターリビング	03-5211-0556	102-0071	千代田区富士見2丁目7番2号 ステージビルディング
一般社団法人構造調査コンサルティング協会	03-3254-8078	101-0041	千代田区神田須田町1-12 山萬ビル4階
日本ERI株式会社	03-5775-2405	107-0052	港区赤坂8-10-24 住友不動産赤坂ビル4階
株式会社東京建築検査機構	03-5825-7680	103-0004 103-0006	中央区東日本橋一丁目1番4号 東日本橋M-1ビル6F(～9/27) 中央区日本橋富沢町10番16号 MY ARK日本橋ビル4F(9/28～)
一般財団法人建築保全センター	03-3553-0070	104-0033	中央区新川1-24-8 東熱新川ビル7F
一般社団法人日本建築構造技術者協会	03-3262-8498	102-0075	千代田区三番町24番地 林三番町ビル3階
特定非営利活動法人耐震総合安全機構	03-6912-0772	112-0013	文京区音羽1-20-16 PAL音羽ビル7階
一般財団法人日本建築センター	03-5283-0468	101-8986	千代田区神田錦町1-9 東京天理ビル3階
株式会社都市居住評価センター	03-3504-2461	105-0001	港区虎ノ門一丁目1番21号 新虎ノ門実業会館3階
株式会社確認サービス	03-5369-8461	160-0022	新宿区新宿1-16-10 コスモス御苑ビル6F
アウェイ建築評価ネット株式会社	03-6280-8490	162-0824	新宿区揚場町1-20 福升ビル2F
ビューローベリタスジャパン株式会社	03-5325-7338	163-1517	新宿区西新宿1-6-1 新宿エルタワー17階
ハウスプラス確認検査株式会社	03-5962-3830	108-0014	港区芝5-33-7 徳栄ビル本館4階
公益社団法人ロングライフビル推進協会	03-5408-9830	105-0013	港区浜松町二丁目1番13号 芝エクセレントビル4階
日本建築検査協会株式会社	03-3243-2788	103-0027	東京都中央区日本橋3-13-11油脂工業会館5階
株式会社グッドアイズ建築検査機構	03-3362-0475	169-0073	東京都新宿区百人町2-16-15 M・Yビル2F